

失踪宣告の申立てについて

●失踪宣告とは

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇し、その危難が去った後、その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は申立てにより「失踪宣告」をすることができます。

失踪宣告とは、不在者の生死不明の状態が長期化すると、その者に関する法律関係（婚姻、相続など）を確定できず、残された者の生活に不都合な結果をもたらすため、不在者の生死不明の状態が長期間継続した場合に、不在者を死亡したものとみなす制度です。

●申立権者

利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、父母、不在者財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者）

●管轄（申立書を提出する裁判所）

不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所

不在者の従来の住所地又は居所地が山口県内の場合の申立先は、次のとおりです。

（不在者の従来の住所地又は居所地）	（申立先）
山口市、防府市 美祢市のうち、旧美祢郡美東町・秋芳町	山口家庭裁判所（本庁） 〒753-0048 山口市駅通り1-6-1 ☎083-922-9148
周南市、下松市、光市	山口家庭裁判所周南支部 〒745-0071 周南市岐山通り2-5 ☎0834-21-2698
萩市、長門市、阿武郡	山口家庭裁判所萩支部 〒758-0041 萩市大字江向469 ☎0838-22-0047
岩国市、玖珂郡 柳井市、大島郡、熊毛郡（※）	山口家庭裁判所岩国支部 〒741-0061 岩国市錦見1-16-45 ☎0827-41-3181
下関市	山口家庭裁判所下関支部 〒750-0009 下関市上田中町8-2-2 ☎083-222-2899
宇部市（船木出張所の所轄区域を除く。）	山口家庭裁判所宇部支部 〒755-0033 宇部市琴芝町2-2-35 ☎0836-21-3198
山陽小野田市、美祢市（旧美祢郡美東町・秋芳町を除く。） 宇部市のうち、船木、東万倉、西万倉、奥万倉、矢矯、芦河内、今富、東吉部及び西吉部	山口家庭裁判所船木出張所 〒757-0216 宇部市大字船木183 ☎0836-67-0036

※不在者の従来の住所地又は居所地が、柳井市、大島郡及び熊毛郡の方は、山口家庭裁判所柳井出張所（〒742-0002 柳井市山根10-20、☎0820-22-0270）に申立書を提出することもできますが、事件の審理は山口家庭裁判所岩国支部で行われます。

●申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙 800 円分（申立手数料）
- ☐ 予納郵便切手 合計 3 4 8 0 円分
500 円を 2 枚、100 円を 9 枚、84 円を 15 枚、20 円を 10 枚、10 円を 10 枚、2 円を 10 枚
- ※ 収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。
- ☐ 官報公告料 4 8 1 6 円（失踪に関する届出の催告 3 0 5 3 円及び失踪宣告 1 7 6 3 円の合計額）
- ※ 官報公告料は、家庭裁判所調査官による調査等が終了した後に納付してもらいますので、申立時に納める必要はありません。㊦裁判所の指示があってから納めてください。

●添付書類

- ☐ 不在者の戸籍謄本
- ☐ 不在者の戸籍附票（職権消除となっている場合を含む。）
- ☐ 失踪を証する資料（宛所に尋ね当たらないとの理由で返戻された不在者あての手紙、警察署長の発行する行方不明者届受理証明書、危難失踪の場合は危難に遭遇したことを示す資料（新聞記事や消防による搜索報告書）など）
- ☐ 申立人の利害関係を証する資料（親族関係であれば戸籍謄本）
- ※ 同じ書類は 1 通で足ります。
- ※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

●手続の内容に関する説明

Q. 失踪宣告がされると、どうなるのですか。

A. 不在者の生死が不明になってから 7 年間が満了したとき（危難失踪の場合は、危難が去ったとき）に死亡したものとみなされ、不在者（失踪者）についての相続が開始されます。また、仮に不在者が婚姻をしていれば、死亡とみなされることにより、婚姻関係が解消します。

Q. 行方不明の配偶者と離婚したいのですが、配偶者について失踪宣告の申立てをすればよいのですか。

A. 配偶者を死亡したものとみなすのではなく、配偶者と離婚したいという場合には、行方不明の配偶者を被告とする離婚訴訟の手続を利用する必要があります。

Q. 申立てをした後は、どのような手続が行われるのですか。

A. 多くの場合、申立人や不在者の親族などに対し、家庭裁判所調査官による調査が行われます。その後、裁判所が定めた期間内（普通失踪の場合は 3 か月以上、危

難失踪の場合は1か月以上)に、不在者は生存の届出をするように、不在者の生死を知っている人はその届出をするように官報や裁判所の掲示板で催告をして、その期間内に届出などがなかったときに失踪の宣告がされます。

Q. 失踪宣告がされたときは、どのような手続をすればよいのですか。

A. 申立人には、戸籍法による届出義務がありますので、審判が確定してから10日以内に、市区町村役場に失踪の届出をしなければなりません。届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付申請をしてください(次のQを参照)。

届出は、不在者の本籍地又は申立人の所在地(住所地、居所地及び一時的な滞在地を含む。)の市区町村役場にしなければなりません。届出にあたっては、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する市区町村役場にお問い合わせください。

Q. 確定証明書は、どのように申請するのですか。

A. 家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、150円分の収入印紙を貼って、審判をした家庭裁判所に申請してください。